（財務省組織令の一部改正）

2　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の三を附則第四条の四とし、附則第四条の二の次に次の一条を加える。

（主税局の所掌事務の特例）

第四条の三　当分の間、第三十三条第一号及び第三十五条第一号中「法人税」とあるのは「法人税及び復興特別法人税」と、第三十六条第二号中「及び法人税」とあるのは「、法人税及び復興特別法人税」とする。

省令

財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦

○財務省令第六号

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第四章及び復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）の規定に基づき、復興特別所得税に関する省令を次のように定める。

平成二十四年一月二十五日

財務大臣　安住　淳

復興特別所得税に関する省令

（定義）

第一条　この省令において、「復興特別所得税申告書」とは、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「法」という。）第六条第八号に規定する復興特別所得税申告書をいう。

2　この省令において、「国内」とは、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第一号に規定する国内をいう。

（予定納税）

第二条　所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第二編第三章第一節（同令第六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、法第十六条第一項の規定により納付すべき復興特別所得税について準用する。

（課税標準及び税額の申告）

第三条　法第十七条第一項第七号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　復興特別所得税申告書を提出する者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所）と納税地とが異なる場合には、その納税地

二　所得税法施行規則第四十七条第二号又は第四十八条第二号に規定する申告書と併せて復興特別所得税申告書を提出する場合には、これらの規定に規定する死亡をした者の氏名及びその死亡の時における住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所地（国内に住所がない場合には、その納税地と納税地とが異なる場合には、その納税地

三　その他参考となるべき事項

2　所得税法施行規則第四十九条（同令第六十七条において準用する場合を含む。）の規定は復興特別所得税に関する政令（以下「令」という。）第五条第一項において準用する所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百六十三条第一項に規定する財務省令で定める事項について、所得税法施行規則第六十九条の規定は法第十七条第五項第五号に規定する財務省令で定める事項について、所得税法施行規則第七十条の規定は法第十七条第六項第四号に規定する財務省令で定める事項について、それぞれ準用する。

（申告による納付等）

第四条　所得税法施行規則第二編第三章第二節第二款（同令第六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、法第十八条第四項又は第五項の規定による復興特別所得税の納付の延期又は延納の許可について準用する。

（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）

第五条　所得税法施行規則第五十三条（同令第六十七条において準用する場合を含む。）の規定は令第七条第一項において準用する所得税法施行令第二百六十七条第二項に規定する財務省令で定める事項について、所得税法施行規則第七十一条の規定は令第七条第一項において準用する所得税法施行令第二百九十七条第一項に規定する財務省令で定める事項について、それぞれ準用する。

（源泉徴収義務等）

第六条　法第二十八条第五項において準用する所得税法第二百二十条に規定する財務省令で定める計算書は、所得税法施行規則別表第三㈠から別表第三㈣までに定める計算書とする。

2　令第一条第一項において準用する租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十の十一第六項及び第二十五条の十の十三第十三項に規定する財務省令で定める計算書は、租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）別表第七㈡に定める計算書とする。

3　令第十条第一項において準用する租税特別措置法施行令第二十六条の十第一項に規定する財務省令で定める計算書は、租税特別措置法施行規則別表第九㈠に定める計算書とする。

4　法第二十八条第一項の規定により復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付をする場合における前三項に規定する計算書には、その徴収及び納付をすべき、又は控除若しくは猶予をした復興特別所得税及び所得税の額の合計額を、それぞれ記載するものとする。

（支払調書等の記載事項の特例）

第七条　法第二十八条第一項又は第三項の規定により復興特別所得税及び所得税の徴収又は還付をする場合における所得税法第二百二十五条第一項若しくは第二項、第二百二十六条第一項から第三項まで若しくは第二百三十一条第一項又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の四第四項若しくは第三十七条の十一の三第七項に規定する調書、通知書、源泉徴収票、支払明細書又は報告書には、その徴収をすべき、又は還付若しくは猶予をした復興特別所得税及び所得税の額の合計額を、それぞれ記載するものとする。

（復興特別所得税に係る所得税法施行規則等の適用の特例）

第八条　復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる財務省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所得税法施行規則	第七十三条第二項第三号ロ	及び の額	並びに の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額
	第七十七条第一項第四号	及び の額	及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額並びに
	第七十七条の四第一項第五号	及び の額	並びに の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額
租税特別措置法施行規則	第十八条の十三の六第四項	又は同条第三項	又は同条第三項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項又は第三項
		所得税の徴収	所得税及び復興特別所得税の徴収
	第十八条の十三の六第四項第二号	及び の額	並びに の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額
	第十八条の十三の六第四項第三号	及び	及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額並びに
	第十八条の十三の六第四項第四号		に係る に係る復興特別所得税の額の合計額並びに当該合計額に係る